

# 公益財団法人地球環境センター

## 2026 年度事業計画

### 1. 基本的考え方

公益財団法人地球環境センター(GEC)は設立以降、我が国に蓄積された豊富な環境保全に関する知識と経験を活用し、国際連合環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)への活動支援とともに開発途上国における環境保全や地球温暖化対策に取り組んでおり、引き続きこれらの事業を積極的に推進する。また、「持続可能な開発のための目標」(SDGs)達成や、「パリ協定」に基づく地球規模での温室効果ガス削減に向け積極的に貢献する。

まず、UNEP-IETC の支援として、その重点活動分野である「廃棄物管理」における環境上適正な技術の開発途上国等への適用、移転等を支援するとともに、UNEP-IETC が展開する国際的な環境協力や地球環境保全の重要性について、広報や普及啓発活動などに大阪市と共に取り組む。また、持続可能な社会の実現を目指し、企業や大学、自治体等ステークホルダーとの連携を進め、プラスチック汚染対策の取組やロイド・レジスター財団事業として廃棄物管理改善のための調査やセミナー等を実施し、開発途上国における社会的課題解決を目指す各種プロジェクトの支援などを行う。

次に、環境管理や環境技術に関する国際協力を推進するとともに、「関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム(Team E-Kansai)」を活用するなど、大阪・関西が保有する優れた環境・省エネルギー技術の海外展開を支援し、開発途上国での地域環境改善等に資する活動を展開する。

さらに、環境管理技術等に係る開発途上国の能力開発・人材育成について、独立行政法人国際協力機構(JICA)の課題別研修制度などに引き続き取り組み、国際的な人的ネットワークの構築を推進する。

地球温暖化対策に関しては、2024年6月に地球温暖化対策法が改正されたことに伴い、2025年4月にGECがJCMに関する法定業務を主務大臣に代わって実施する全国で唯一の指定実施機関に指定され、JCM実施機構(JCMA)を発足させた。令和8年度は令和7年度のJCMAとしての業務経験を活かし、JCMパートナー国との調整、合同委員会事務局の運営業務、JCMクレジットの発行、口座簿の管理、認定検証機関(TPE)の認定業務等のJCM運営業務を確実に実施する。特に、JCMによってCO<sub>2</sub>換算で2030年度までに累積で1億トン、2040年度までに累積で2億トンの排出削減を実現するという政府目標と、GX-ETSでJCMクレジットが利用可能になる見込みであることを踏まえ、民間JCMも活用しつつ、パートナー国と緊密に連携し、クレジット発行を加速させる。また、引き続き、JCM設備補助事業の執行団体を務め、JCMとして登録されるプロジェクトの実施を支援するとともに、シナジー型JCM創出事業の執行団体を務めるなど、我が国が推し進めている地球温暖化対策に一層貢献するために、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に寄与する事業を積極的に展開していく。

GECは今後とも関係機関との強固な連携・協力のもと、専門的な知識・経験、国内外のネットワークを活用し、開発途上国等への国際環境協力活動を推進することにより、国際的な視

野に立って、持続可能な社会と脱炭素社会の実現を目指した活動を進める。各種事業の実施にあたっては、GEC を取り巻く社会環境情勢を十分勘案し、効果的・効率的な事業運営を進めるとともに、国や関係機関などと連携し外部資金の積極的な導入活用に引き続き努めるなど GEC の使命を確実に果たすための取り組みを推進するものとする。

## 2. 各事業の概要

### (1) 国連環境計画 (UNEP) が実施する環境保全活動に対する支援事業や、開発途上国への技術的支援及び人材育成等の国際協力

#### 1) UNEP-IETC 連携事業 (大阪市受託事業) (公1事業)【継】

GEC の持つ環境専門知識、国内外の国際機関、政府機関等との人的ネットワーク、渉外スキルと国際会議の豊富な経験を活かしつつ、UNEP-IETC と大阪市の協働により次の事業を実施する。

- ・ 環境分野での海外協力及び連携に係る支援
- ・ 国際ワークショップの実施
- ・ UNEP-IETC の広報支援
- ・ 2030 年以降を見据えた持続可能な社会・経済システムの構築支援のための普及啓発事業等の実施

#### 2) UNEP プログラム支援業務 (UNEP 受託事業) (公1事業)【継】

UNEP が実施・開催するプラスチック汚染対策条約の締結を見据えたスタディプログラムをはじめ、ワークショップ等の運営やケーススタディの支援業務等を行う。

#### 3) ロイド・レジスター財団 廃棄物管理事業 (公1事業)【継】

UNEP-IETC と連携し廃棄物管理改善のための行動変容に関する調査やセミナー運営、広報等の支援業務を行う。

#### 4) UNEP 事業展開支援業務 (公1事業)【継】

- ・ UNEP-IETC との連携による実施体制の構築および事業展開の支援  
UNEP の“中期戦略計画 2026-2029”ならびに GEC「プラスチック汚染対策基本戦略」(2023 年)に基づき、東南アジアを中心とした開発途上国における社会的課題解決を目指し、UNEP パートナーや UNEP サステナビリティアクションチーム等関連企業や大学が参画できる事業を推進するため、その実施体制の構築と事業展開の支援を行う。
- ・ 廃棄物管理・資源循環プログラムの提案に向けた活動  
東南アジア等での廃棄物管理や資源循環の課題を捉え、これまで築いてきた国内外の関連機関とのネットワークや大阪関西万博での取り組みを最大限に活かし、各種プログラムの提案、事業実施に向けた取組を推進する。

**5) 脱炭素社会実現のための都市間連携事業(環境省受託事業)(公1事業)【継】**

大阪市及びインド・マハラシュトラ州と連携し、脱炭素社会形成に関する案件の発掘・形成調査や、現地政府機関との協議、現地ワークショップなどの協力事業をパッケージで実施する。

**6) アジア水環境改善モデル事業(環境省請負事業)(公1事業)【継】**

2025 年度の実現可能性調査の成果を踏まえ、次の事業を実施する。

- ・ ベトナムの繊維染色工場における水質改善効果の実証試験
- ・ 実証試験に合わせて普及展開セミナーや関係団体・企業向けの見学会の開催
- ・ カウンターパートであるベトナム科学技術アカデミーや関係団体、政府機関との関係構築

**7) Team E-Kansai 事務局業務(公1事業)【継】**

「関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム(Team E-Kansai)」の事務局として、幹事会・総会の開催、メールマガジン配信、コーディネーターレポート配信やウェブサイト管理等の業務を行う。

**8) 国際協力機構(JICA) 課題別研修事業(公1事業)【継】**

環境技術等に関する研修として JICA 研修(都市固形廃棄物管理の実務コース)を行う。

- ・ 途上国の行政担当官を対象に、廃棄物管理に関する知識を習得するため、廃棄物処理概論、一般・産業廃棄物処理等に関する講義、行政の 3R 施策及び実施手法、衛生埋立方式や処分場の計画・設計などの演習を実施するとともに、ごみ焼却工場、処分地などの見学を行う。
- ・ JICA 研修修了生による海外研修員ネットワーク(126 カ国 1,309 名)の帰国後のフォローアップなどを行い、途上国のニーズを的確に把握することにより途上国における効果的な人材育成に役立てる。

**(2) 地球温暖化対策への貢献**

**1) 令和 8 年度 JCM 指定実施機関業務(公2事業)【継】**

2024 年 6 月に地球温暖化対策推進法(以下、「温対法」という。)が改正され、JCM が法律上位置づけられるとともに、JCM に関する事務を政府が指定する法人(指定実施機関)に委任して実施することとなった。これに基づき、2025 年 4 月、GEC が指定実施機関として指定され、JCM 実施機構(JCMA)が発足した。令和 8 年度は指定実施機関業務として以下を実施する。

**① JCM パートナー国・新規パートナー国候補との調整等**

**○ パートナー国・新規パートナー国候補の権限ある当局との調整**

- ・ 温対法に基づき、JCM クレジットの獲得を目指して、合同委員会における事業概要書(PIN)の承認、JCM 方法論の承認、第三者機関(TPE)の指定、JCM プロジェクト

の登録、JCM クレジットの発行、クレジット配分を踏まえた我が国登録簿へのクレジット獲得等の決定が円滑に採択されるよう、現状のパートナー国及び新規パートナー国の実務者や意思決定者等と調整を行う。

- ・ 新規パートナー国候補について、関係省庁と連携して新規パートナー国候補とのJCM 構築の協議に参加する。

#### ○ 合同委員会事務局の運営

- ・ JCM の合同委員会の事務局として、合同委員会の開催に向けた調整、資料の準備、必要な情報の公表等の業務を実施する。
- ・ その他 JCM 合同委員会事務局の対応として必要な各種手続及びプロセス管理、規則類の作成・レビュー、方法論の管理等の業務を実施する。

#### ② 国際協力排出削減量口座簿(JCM 登録簿)の運営

- ・ JCM を運用する上で、既に発行されたクレジットや今後発行されるクレジットの管理等に必要なJCM 登録簿の運用・保守を行う。
- ・ JCM 登録簿におけるクレジット発行申請書に基づくJCM クレジットの発行、法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人への必要事項の通知、法人等保有口座名義人の求めに応じた振替(「取得」及び「移転」)、記録事項の証明、手数料の管理等を、法令で求められる手続等に沿って運営する。

#### ③ 認定検証機関(第三者機関(TPE))の認定

- ・ 法令に基づき、認定検証機関の認定・休廃止の申請を受け付け、内容を精査し、認定・休廃止を行う。
- ・ 認定検証機関の要件を確認し、必要な場合には認定取消しを行う。

#### ④ 効率的なプロジェクト実施のための手続支援

- ・ JCM プロジェクトの円滑な実施を支援するため、事業者からの事業概要書(PIN)の作成を含む事前相談、提出された PIN の日本政府内関係部署との確認や日本政府の評価支援、方法論開発支援、問い合わせ対応を行う。
- ・ 民間JCM 事業の促進に向けた「JCM 事業実施マニュアル」を作成する。
- ・ JCM プロジェクトによる排出削減量の算定・報告・検証実施のための手続支援を行う。

#### ⑤ プロジェクト管理プラットフォームの構築及び管理

- ・ 各パートナー国における(イ)JCM 制度の整備・活用状況、(ロ)パイプラインの進捗状況、(ハ)要対応事項、を一元管理するためのプロジェクト管理プラットフォームを構築及び管理する。

#### ⑥ JCM ウェブサイトの管理(運用・保守・改修)

- ・ JCM ウェブサイト(JCM 公式ウェブサイトとJCM 情報発信サイトからなる)を年度初めにリリースし、令和9年度における日本国JCM 登録簿システムとの一体的運営を念頭におきつつ、運用・保守・改修並びに管理者操作マニュアル及び利用者操作マニュアルの作成・改定を実施する。

**⑦ JCM の案件形成に関する取組(ソーシング)(下記のうち全部又は一部)【継】**

- ・ JCM 関連資料、JCM パンフレットの作成・更新
- ・ JCM シンポジウムの開催、JCM 関連説明会への登壇
- ・ 金融機関、政府重点分野関係企業等との連携、JCM プロジェクトにおける SDGs の取り組み促進、JCM 関心企業に対するアンケート調査の実施
- ・ JCM ビジネスマッチングサイトの運営

**2) JCM 設備補助事業(公2事業)【継】**

環境省が実施する各年度開始の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業)」の交付を受けて JCM 設備補助事業を実施する。

**① 令和 8 年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)**

本補助事業期間は、2026 年度から 2030 年度の 5 カ年である。

その初年度である 2026 年度には、民間事業者からのプロジェクト補助案件の公募、採択審査、交付申請審査、交付決定、進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

**② 令和 7 年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)**

本補助事業期間は、2025 年度から 2027 年度の 3 カ年である。

その 2 年度目である 2026 年度には、実施中の設備補助案件の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

**③ 令和 6 年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)**

本補助事業期間は、2024 年度から 2026 年度の 3 カ年である。

その 3 年度目である 2026 年度には、実施中の設備補助案件の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

**④ 令和 5 年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)**

本補助事業期間は、2023 年度から 2025 年度の 3 カ年であるが、3 カ年で完了せず翌年度に繰越となった案件に関し、進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

**⑤ 令和 4 年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)**

本補助事業期間は、2022 年度から 2024 年度の 3 カ年であるが、3 カ年で完了せず 2 回目の繰越となった案件に関し、進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

**3) 水素等新技术導入事業(公2事業)【継】**

環境省が実施する各年度開始の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(水素等新技术導入事業)」の交付を受けて実施している。令和 5 年度事業に関しては、繰越することが出来ず、事業廃止となる見込みである。

**① 令和 6 年度水素等新技术導入事業(環境省補助事業)(公2事業)**

本補助事業期間は、2024 年度から 2026 年度の 3 カ年である。

その 3 年度目である 2026 年度には、民間事業者からのプロジェクト補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

#### 4) シナジー型 JCM 創出事業(公2事業)【継】

環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(シナジー型 JCM 創出事業)」の交付を受けて実施する。

##### ① 令和8年度シナジー型 JCM 創出事業(環境省補助事業)(公2事業)

本補助事業期間は、2026年度から2027年度の2カ年である。

その初年度である2026年度には、民間事業者からの実証プロジェクト補助案件(間接補助事業)の公募、採択審査、交付申請審査、交付決定、進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

##### ② 令和7年度シナジー型 JCM 創出事業(環境省補助事業)(公2事業)

本補助事業期間は、2025年度の単年度であるが、1カ年で完了せず繰越となった案件に関し、その2年目である2026年度に継続して、民間事業者が実施する実証プロジェクト補助案件(間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

#### 5) 途上国の脱炭素化に向けた国際機関との連携支援委託業務(環境省委託事業)(公2事業)【継】

二国間クレジット制度日本基金(JFJCM)プロジェクトに関する環境省の審査に対する支援を行う。

#### 6) 環境インフラ海外展開プラットフォームの運営・管理等業務(公2事業)【再】

環境インフラ海外展開プラットフォーム(JPRSI)ウェブサイトにおける技術リストにおける新規案件の確認とリスト更新、海外展開を後押しする支援情報の提案、およびJPRSI相談窓口の技術的なバックアップを行う。

注) 【新】:新規事業、【継】:継続事業、【再】:再開事業